

熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）等の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。